



令和7年度
伊勢原市省エネ家電買換え促進事業

登録店舗様向けマニュアル



事業目的・概要



【事業目的・概要】 事業目的

伊勢原市では地球温暖化対策として以下の取組を推進しております。

①「ゼロカーボンシティいせはら」

- ・令和32(2050)年における二酸化炭素排出量実質ゼロ
- ・気候変動に強いまちの実現

②「デコ活」

2050年カーボンニュートラル達成に向けて、国民・消費者の行動変容とライフスタイル変革を強力に後押しするため、環境省が推進する国民運動。

※省エネ家電に買い替えることもこの取組のひとつ

本事業は、物価高騰等に対する支援と温室効果ガス排出量削減の為、省エネ家電製品の買換え促進する補助金を交付いたします。

【事業目的・概要】 事業概要①

キャンペーン名

伊勢原市省エネ家電買換え応援キャンペーン

事業主体

伊勢原市（経済環境部 環境対策課 環境衛生係）

キャンペーン内容

期間中に登録店舗において対象製品に買い替えた市民に対し、購入に掛かった費用の2分の1（最大5万円）を助成します。

対象者

- 伊勢原市内に住民登録がある方
- 居住する市内の自宅に設置しているエアコン、冷蔵庫を新品の対象家電に買い替えた方（新規購入は対象外）

※申請は1世帯1回まで

※令和5年度に本市の省エネ家電の補助金を受けた世帯は申請できません

事業期間

【店舗登録開始日】 2025年6月2日（月）

【購入対象期間】 2025年6月25日（水）～2025年9月30日（火）

【補助金申請期間】 2025年6月25日（水）～2025年10月7日（火）

※先着順、予算の上限に達し次第終了



【事業目的・概要】 事業概要②

対象家電

エアコン・冷蔵庫

交付額

2550万円（予定件数 500件）

※補助金予算が上限に達した場合、事業期間にかかわらず早期に終了する場合があります。

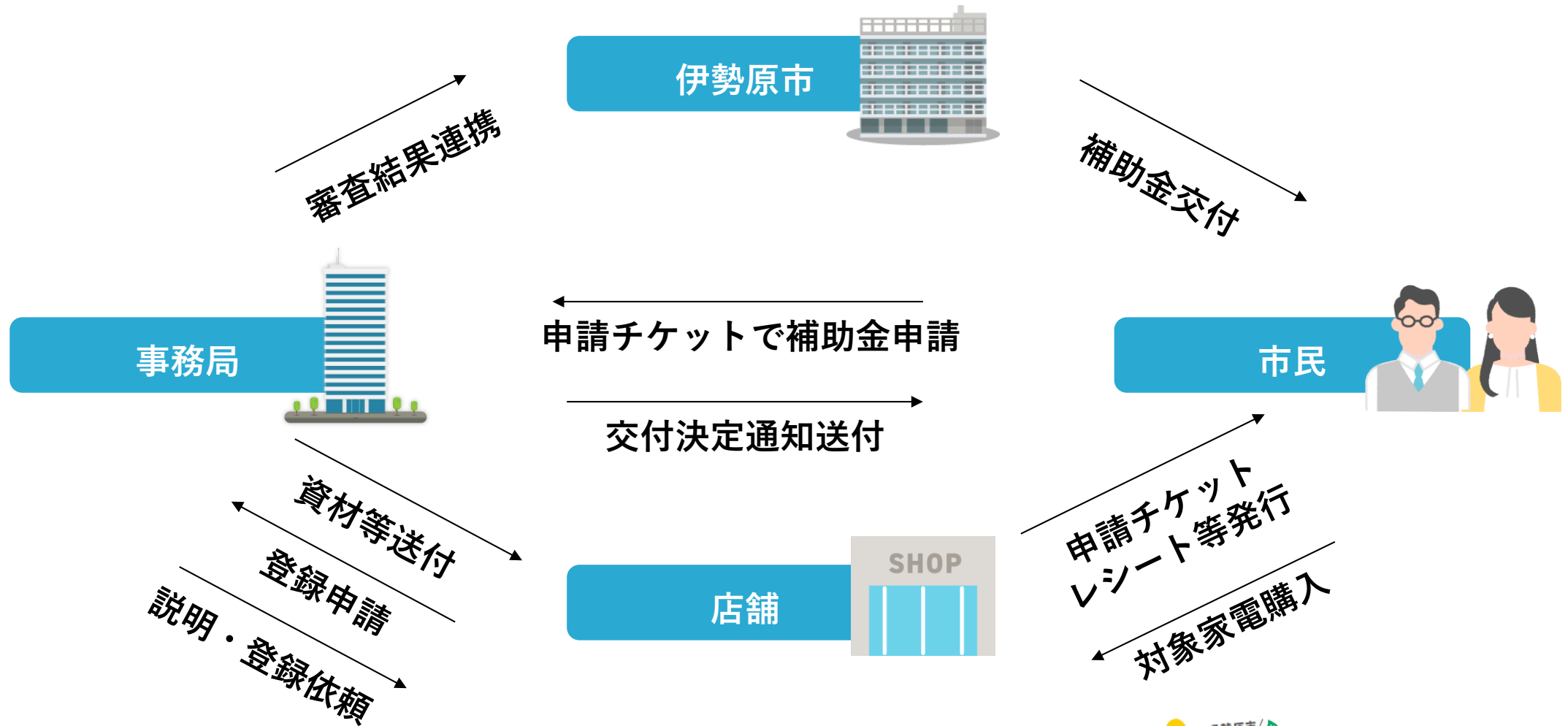
※事業期間内に、購入、設置、申請をした方が対象です。

上乗せ補助

以下の場合、補助金額が10,000円上乗せとなります。

- ① 自宅に太陽光発電設備（パネル容量3kW以上）を設置している世帯
- ② 自宅でCO2排出量実質ゼロの電力メニューを使用している世帯
- ③ 伊勢原市内に本店を有する店舗で対象家電を購入した方

【事業目的・概要】 事業概要



【事業目的・概要】 対象家電製品

●エアコン

省エネ基準達成率100%以上
(目標年度2027年度)

●冷蔵庫

省エネ基準達成率100%以上
(目標年度2021年度)



※対象製品は、上記の要件に該当する製品のうち資源エネルギー庁が提供する「省エネ型製品情報サイト」に掲載されている製品です。

エアコン、冷蔵庫のうち、資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト (<https://seihinjyoho.go.jp/>)」に掲載があるので、統一省エネラベルが最新年度に対して一定の基準を満たすものが対象です。



準備



【準備】 スケジュールについて

2025年5月16日（金）：登録店舗向けコールセンター開局

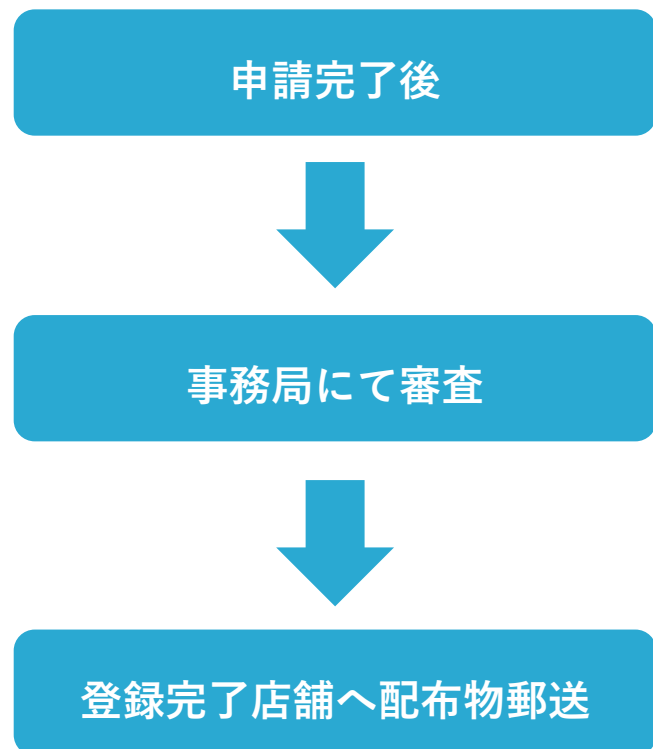
2025年5月28日（水）：家電販売店説明会開催

2025年6月2日（月）：伊勢原市省エネ家電買換え応援キャンペーン特設サイト開設
登録店舗申請開始

2025年6月13日（金）以降：登録店舗決定後、順次販促物、申請チケット等をお送りします。

2025年6月25日（水）：市民の申請開始
（同日以降の対象家電製品購入、設置が対象となります。）

【準備】 店舗登録の流れ



- 店舗登録用の申請フォームから手続きをお願いします。
- 審査に通った店舗へEメールにて登録完了通知をお送りいたします。
- その後、申請チケット、販促物等をご郵送いたします。
到着まで1週間程度を予定していますが、混雑時はさらにお時間を頂戴する可能性があります。
- 不備や不明点があった際はお電話・Eメールにてご連絡いたします。
- 配布物到着後、キャンペーン開始の2025年6月25日（水）に合わせて、キャンペーン用チラシ、ポスター、ステッカーを来店者から見やすい場所に掲示する等、事業の周知にご協力をお願いします。

※ 参加店舗は審査登録制です。申請内容に不備・虚偽が無いと確認できるまで参加登録はできませんのでご注意ください。

※ 事業期間内であっても店舗登録（申請）前に販売したものはキャンペーンの対象外です。

【準備】 店舗登録の基本要件

< 基本要件 >

- 伊勢原市に所在する実店舗であること。（EC店舗、通信販売等は対象外）
- 対象製品に**統一省エネラベル**、**補助金対象製品ラベル**を表示し、顧客に省エネ性能等について適切に案内すること。
- キャンペーンの実施に必要な手続きをマニュアルに従い適切に行うこと。
（補助金についての案内、申請チケットのお渡し、対象商品の明示等）
- キャンペーンに関して不正が疑われる状況等を覚知した場合には、速やかに事務局に報告すること。

【準備】 店舗登録申請方法（電子申請①）

※スマートフォンからの電子申請にも対応しております。

【伊勢原市省エネ家電買換え応援キャンペーン】店舗登録申請フォーム

■ 担当者情報

必須 申請日

2025-05-30

必須 ご連絡先メールアドレス

※仮登録用フォームに入力したメールアドレスが表示されます。

必須 担当者（姓）

（例）伊勢原

必須 担当者（名）

（例）太郎

必須 担当者（セイ）

（例）イセハラ

必須 担当者（メイ）

（例）タロウ

必須 ご連絡先電話番号（ハイフン無し）

（例）05038181442

● 申請日

● ご連絡先メールアドレス

※ 仮登録フォームで入力したメールアドレスが表示されます。

● 担当者名・担当者名カナ

● ご連絡先電話番号

※ 事業期間中ご連絡する場合がございます。
日中連絡が取れる電話番号の入力をお願いします。



【準備】 店舗登録申請方法（電子申請②）

店舗情報

必須 店舗種別
選択

必須 店舗名（支店名・事業所名等も入力してください）
(例) イセハラ電気 伊勢原店

必須 店舗名カナ
(例) イセハラデンキ イセハラデン

必須 郵便番号（ハイフン無し）
(例) 2591184

必須 都道府県 **必須** 市区町村
(例) 神奈川県 (例) 伊勢原市市田中

必須 番地以下
(例) 348番地

建物名（部屋番号含む）
(例) ○○マンション302号

必須 伊勢原市内に店舗が存在することが分かる画像
ファイルを選択 最大10MB
(例) HPの店舗一覧、青色申告、現在事項全部証明書、開業届 等

必須 伊勢原市内に本店がありますか
☒ 伊勢原市内に本店があります ☐ 伊勢原市内に本店はありません

※伊勢原市内に本店を有する店舗で製品を購入の場合補助金額が上乗せとなります。「伊勢原市内に本店があります」を選択した場合、補助金上乗せ店舗として店舗登録を行います。

- 店舗種別：プルダウンより店舗種別を選択してください。
- 店舗名・店舗名カナ：支店名、事業所名を含む店舗名を入力ください。
- 店舗住所（郵便番号、都道府県、市区町村、番地以下、建物名）を入力ください。
- 伊勢原市内に店舗が存在することが分かる書類の画像をアップロードしてください。
(HPの店舗一覧、青色申告、現在事項全部証明書、開業届 等)
- 伊勢原市内に本店があるか回答をお願いします。
※ 伊勢原市内に本店を有する店舗で製品を購入の場合補助金額が上乗せとなります。「伊勢原市内に本店があります」を選択した場合、補助金上乗せ店舗として店舗登録を行います。

【準備】 店舗登録申請方法（電子申請③）

申請チケット

申請チケット希望枚数 *

☐ 5枚 ☐ 10枚 ☐ 20枚 ☐ 30枚 ☐ 40枚以上

※申請チケットには限りがありますので必要想定数でご入力ください。事務局で配布枚数の調整をさせていただく場合があります。

誓約事項・同意事項

- 「伊勢原市省エネ家電製品買換え応援キャンペーン」登録店舗として、上記の通り申請します。
- 伊勢原市の実店舗であることに間違いありません。
- エアコン、冷蔵庫に最新の統一省エネラベルを表示し、顧客に省エネ性能等について適切に案内をします。
- キャンペーンに必要な手続き（補助金についての案内、申請チケットのお渡し、対象商品の明示等）をマニュアルに従い適切に行います。
- キャンペーンに関して不正が疑われる状況等を覚知した場合には、速やかに事務局に報告します。
- キャンペーンの実施に関連する法令、条例等（家電リサイクル法、電気工事業法等）を遵守します。
- 記入した情報が本事業の運営のために利用されること、また運営のために伊勢原市省エネ家電製品買換え応援キャンペーン問い合わせ窓口情報が共有されることに同意します。
- 代表者、役員、従業員等は構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は反社会的勢力（暴力団等）に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していません。

☐ 上記「誓約事項・同意事項」に同意します。

✓ 確認

● チケット希望数量

※ 申請チケットの希望数量をご入力ください。

※ 数量には限りがございます。必要想定数量で入力ください。

※ 事務局で配布数量の調整をさせていただくことがあります。

● 誓約事項・同意事項



【準備】 店舗登録申請方法（郵送申請）

郵送にて申請をご希望の場合は左記のようにご記入ください。

宛先

〒134-8585 東京都江戸川区臨海町5-2-2 C棟6F
伊勢原市省エネ家電買換え応援キャンペーン事務局

※ 書類の送料については店舗申請者負担となります。
※ 申請書の到着に関するお問い合わせにはお答えできませんので、追跡可能な郵送方法でお送りください。

署名を忘れずに！

(店舗申請用)

伊勢原市省エネ家電製品買換え応援キャンペーン問い合わせ窓口宛て

伊勢原市省エネ家電製品買換え応援キャンペーン店舗登録申請書

記入日	令和 7 年 月 日		
■店舗情報			
店舗種別※該当に○	家電量販店 ・ 百貨店 ・ ホームセンター ・ 専門店		
店舗名カナ	イセハラデンキ イセハラデン		
店舗名	伊勢原電気 伊勢原店		
住所	〒○○○-○○○○ 伊勢原市 ○○○町 ○-○-○		
伊勢原市内に本店がありますか	伊勢原市内に本店がある ・ 伊勢原市内に本店はない		
電話番号	○○○-○○○○-○○○○		
■店舗担当者情報			
担当者名カナ	イセハラ タロウ	連絡先メールアドレス	isehara@○○○.co.jp
担当者名	伊勢原 太郎		
■必要書類 以下の書類を同封してください。 ☒ 伊勢原市内に店舗が所在することが分かる画像や書類のコピー (HPの店舗一覧、青色申告、現在事項全部証明書、開業届 等)			
■申請チケット 希望数をお選びください。 ☒ 5枚 ☐ 10枚 ☐ 20枚 ☐ 30枚 ☐ 40枚以上 (枚) ※申請チケットの枚数には限りがございますので、必要想定数でご希望ください。 ※事務局で配布枚数の調整をさせていただくことがあります。			
■誓約事項・同意事項 下記をご確認いただき、同意いただける場合はチェック☑をしてください ☒ 「伊勢原市省エネ家電製品買換え応援キャンペーン」登録店舗として、上記の通り申請します。 ☒ 伊勢原市の実店舗であることに間違いありません。 ☒ エアコン、冷蔵庫に最新の統一省エネラベルを表示し、顧客に省エネ性能等について適切に案内をします。 ☒ キャンペーンに必要な手続き（補助金についての案内、申請チケットのお渡し、対象商品の明示等）をマニュアルに従い適切に行います。 ☒ キャンペーンに関して不正が疑われる状況等を覚知した場合には、速やかに事務局に報告します。 ☒ キャンペーンの実施に関連する法令、条例等（家電リサイクル法、電気工事業法等）を遵守します。 ☒ 記入した情報が本事業の運営のために利用されること、また運営のために伊勢原市省エネ家電製品買換え応援キャンペーン問い合わせ窓口情報に共有されることに同意します。 ☒ 代表者、役員、従業員等は構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は反社会的勢力（暴力団等）に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していません。			
担当者署名 伊勢原 太郎			

【準備】 配布物について

配布物	
①申請チケット	対象製品を購入された顧客へお渡しするチケットです。保管・取扱いにご注意ください。
②B2ポスター	来店者に見える箇所に掲示ください。
③A4チラシ	申請チケットとご一緒にお渡しください。
④対象製品ラベル	対象家電製品に掲示ください。
⑤登録店舗ステッカー	来店者に見える箇所に掲示ください。
⑥郵送用申請用紙	サイトにて用紙のダウンロードが難しい方へ配布ください。
⑦日報QR案内書	日報フォームのアクセスQRを印字した案内書を同封します。

省エネ家電の購入費の一部を支援します！

伊勢原市 / 省エネ家電 買換え応援 キャンペーン

期間中に対象店舗で対象のエアコン・冷蔵庫を購入いただいた伊勢原市民の皆様に、本体購入費（税抜き）の2分の1の額をキャッシュバック！
※上限50,000円（1,000円未満切り捨て）

購入対象期間 2025年6月25日（水）～2025年9月30日（火）

申請受付期間 2025年6月25日（水）～2025年10月7日（火）
※キャンペーンは予算の上限に達し次第、早期に終了する場合があります。

省エネ家電にするとこんなにお得！

【エアコンの場合】 10畳未満の平均と最廉価の省エネタイプ（伊勢原市指定省エネ型）の比較	【冷蔵庫の場合】 家庭用標準サイズ（180L～250L）の比較
省エネタイプ：約15%OFF 例：950kcal/h → 767kcal/h ※約4,150円※※	省エネタイプ：約28%OFF 例：370kcal/h → 267kcal/h ※約3,190円～約4,430円※※

対象店舗はこのステッカーが目印！

伊勢原市 / 省エネ家電 買換え応援 キャンペーン 登録店

伊勢原市

デコ活 ぐらしの節約エコライフ

伊勢原市 省エネ家電買換え応援

QRコード

【準備】 配布物について 申請チケット

省エネ家電の購入費の一部を支援します!

伊勢原市/省エネ家電買換え応援キャンペーン

購入対象期間 2025年6月25日(水)～9月30日(火)
申請受付期間 2025年6月25日(水)～10月7日(火)

※予算が上限に達した場合、受付期間にかかわらず早期に終了する場合があります。早めに申請をお願いします。
※対象製品の購入と自宅への設置完了後の申請となりますので、ご注意ください。

シリアルコード 貼シールを貼って使用してください。

申請方法は裏面をチェック!

<店舗使用欄>

☐ 上乗せなし
☐ 上乗せあり(太陽光)
☐ 上乗せあり(太陽光)

キャンペーンにて使用するため、店舗にて大切に保管してください。 管理番号:

▲申請チケット（表）

申請手順

Step1 対象店舗で対象品目の省エネ家電製品を購入
Step2 購入した対象店舗から申請チケットを受け取る
Step3 対象家電を市内の自宅に設置する
Step4 チケットに記載のQRコード等にアクセスし申請内容を入力
Step5 現金振込にてキャッシュバック!

Webによる申請はこちら 郵送による申請はこちら

補助金申請フォーム 申請書ダウンロード

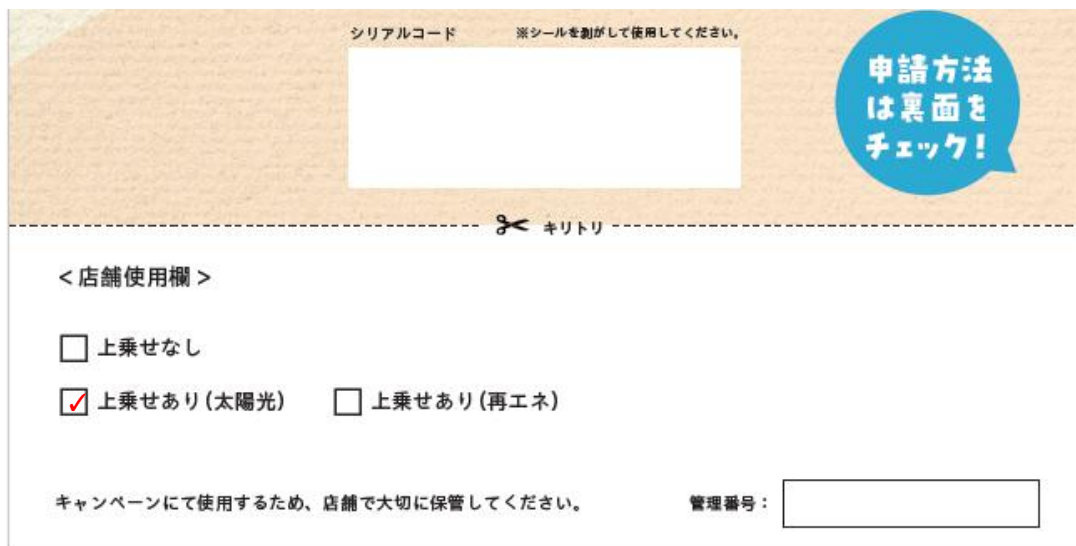
お問い合わせ
伊勢原市省エネ家電買換え応援キャンペーン事務局
市民向け問合せ窓口 050-3818-1437 【受付時間】10:00～18:00 ※土日祝日含む

▲申請チケット（裏）

チケットには1枚ずつ異なるシリアルコードが印字されており、この情報が無いと申請できない仕様となります。シールがめくれているチケットのお渡しはできません。他店舗への譲渡も禁止となります。

対象家電を複数台（2台まで）購入した場合でも、申請チケットのお渡しは1世帯1枚となります。

【準備】 配布物について 申請チケット



シリアルコード ※シールを剥がして使用してください。

申請方法は裏面をチェック！

キリトリ

<店舗使用欄>

☐ 上乗せなし

☒ 上乗せあり(太陽光) ☐ 上乗せあり(再エネ)

キャンペーンにて使用するため、店舗で大切に保管してください。 管理番号：

チケット下部は切り離せる仕様です。

顧客へチケットを配布する際にチケット下部を切り離し、切り離れたチケット半券は店舗で保管してください。

※量販店様のみ、チケット下部の補助金額の上乗せ有無にチェックを入れていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

保管しているチケット半券は日々のチケット配布件数報告に使用します。

【準備】 配布物について 登録店舗ステッカー・対象製品ラベル

参加店舗登録後に送付するキャンペーン用のポスター・登録店舗ステッカー・対象製品ラベルを、来店者から見やすい場所に掲示する等、事業の周知にご協力をお願いします。



▲登録店舗ステッカー



▲対象製品ラベル





対応方法



【対応方法】 店舗オペレーション①

※購入対象期間中、自店において対象製品を購入する方へ以下の事項を実施してください。

対象製品のご案内・販売

補助金対象製品に対象製品ラベルを貼り、正しく顧客へご案内してください。

※ 補助金の交付申請は購入者本人が行いますが、購入者から希望があった場合は、店舗において申請のサポートをお願いします。

※ 対象製品ではないものを本キャンペーン対象製品として販売した場合、補助が受けられない等の顧客への対応は販売店舗側をお願いすることになります。

対象製品のご案内・販売

申請者に免許証やマイナンバーカード等をご提示いただき、記載された住所が伊勢原市内か確認してください。

【対応方法】 店舗オペレーション②

市内住居への設置か確認（現住所）

設置場所が確認できる書類（配送注文書など）に記入された住所が申請者本人の住所と同一か確認してください。

申請チケットのお渡し

対象製品を購入した伊勢原市内の方に、本キャンペーンの申請チケットをお渡しください。

管理番号・氏名・住所・電話番号を控える等、
申請チケットを配布したことが確認できるように店舗側で管理をお願いします。

※ 値引きやクーポン、ポイントの利用があった場合、値引きやポイント等の使用後の支払額が補助対応経費となります。

※ 1世帯につき対象家電2台までとなります。

【対応方法】 店舗オペレーション③

B店様専用【伊勢原市省エネ家電製品買換え促進】店舗日次報告用フォーム

店舗名

B店舗様

チケット配布日（製品販売日）

📅 2025-05-09

※配布したチケットの合計枚数を入力してください

補助金額上乘せ無し

0

補助金額上乘せあり（太陽光パネル設置）

0

補助金額上乘せあり（排出係数0の電力メニュー使用）

0

チケット合計枚数

0

申請チケット配布枚数の報告

- 各店舗の担当者より、その日の申請チケット枚数を専用フォームにて報告をお願いします。こちらを集計し、申請状況の把握を事務局で行います。
- 期間：6/25（水）～事業終了日まで

【対応方法】 申請者へお伝えいただきたいこと

- 本事業は、配布予定の500枚のチケットがすべて配布され（予算上限に到達し）次第、終了となります。
- 返品の際、電子申請の方は申請チケットの返送が必要になりますので大切に保管していただく旨をお伝えください。（郵送での申請はチケットの原本送付必須です）
- 製品が設置されないと申請はできませんので、設置日等にご注意いただき、ご案内をお願いします。
- 令和5年度に本市の省エネ家電補助金を受けた世帯は申請できません。購入前に事前の確認をお願いいたします。

【対応方法】 返品があった場合

申請チケットを配布した対象製品の返品があった場合

- 返品が発生した場合は、当該店舗が速やかに事務局にご連絡ください。
(必要事項：申請チケットの管理番号、氏名、住所、電話番号)
- 対象顧客には、事務局にご連絡の上申請チケットを事務局へ郵送いただくようお願いください。
- 既に補助金の交付を受けている場合はご返金いただくことになります。その場合、振込手数料・書類返送料については申請者（返金者）負担となります。

※ 初期不良での返品交換（同製品）はチケット返却と再申請は不要です。

※ 他製品への交換希望の場合は再度申請が必要となります。既に入金を受けている方はその後の審査で問題が無ければ返金は不要です。

【対応方法】 キャンペーン終了時

早期終了の場合

キャンペーンはチケット配布予定数を配布次第、予定より早期に終了します。
早期終了が見込まれる場合は、事前に事務局から登録店舗へ電話またはメール等で連絡し、同時にキャンペーンサイト上でもお知らせをします。
具体的な終了日についても追って事務局から登録店舗へご連絡いたします。

キャンペーン終了時

申請チケットやチラシ等の販促資材は、お手数ですが店舗にて破棄してください。
キャンペーン最終日以降又は、早期終了日以降、購入者へ申請チケットを渡さないようにご注意ください。

【対応方法】 チケットの紛失が発生した場合

配布した申請チケットを申請者が紛失した場合

Webサイトやチラシには申請チケットの再発行は不可とありますが、再発行の対応が求められた場合は下記の流れでご連絡をお願いします。

- ① 申請者が購入店に連絡
- ② 購入店から事務局に連絡（管理番号・氏名・住所・電話番号のご報告をお願いします。）
- ③ 事務局にて旧申請チケットシリアルコードの効力停止
- ④ 店舗にて新しい申請チケットをお渡し

【対応方法】 注意事項

- 対象製品に統一省エネラベルを表示し、省エネ性能等について適切な案内を行ってください。
- キャンペーンに関して不正が疑われる状況等を覚知した場合には、速やかに事務局に報告してください。
- 募集要領および本マニュアルを熟読の上、内容について十分に理解した上でキャンペーンに参加してください。また、不明点などがある場合は、事務局に問い合わせる等により、確実に疑問を解消するようにしてください。
- キャンペーンサイトやマニュアルには、FAQ（よくある質問）を掲載する予定ですので、適宜確認し、事業実施の参考としてください。
- 購入の領収書またはレシートには購入した製品の内訳を記載してください。



參考資料



【参考資料】 申請者向け手順



※電子申請が困難な場合、郵送による申請も可能です。その場合は、各書類のコピーを取り申請してください。

【参考資料】 申請者必要書類

①伊勢原市省エネ家電製品買換え促進事業補助金交付申請書兼請求書

電子申請：HPの専用フォームに必要事項をご入力、必要書類画像を添付の上申請してください。

郵送申請：HPより申請書をダウンロードし、必要事項をご記入、必要書類を添付の上申請してください。

②伊勢原市省エネ家電買換え促進事業アンケート

電子申請：HPの専用フォームに必要事項をご入力ください。

郵送申請：HPよりダウンロードする申請書裏面に記載のアンケートをご記入の上申請してください。

※申請用紙はキャンペーンサイトにてダウンロードいただけます。なお、ダウンロードが難しい方向けに郵送申請用紙を申請チケットと一緒に店舗へ送付いたします。

③申請チケット原本

電子申請：申請フォームにて申請チケットの画像をアップロードしてください。

郵送申請：申請書に申請チケット原本を同封し、事務局へ送付してください。



【参考資料】 申請者必要書類

④本人確認書類の画像かコピー

以下の書類の画像又はコピーをご提出ください。

- ・ 免許証（運転免許証・運転経歴証明書等）
- ・ マイナンバーカード（表面のみ）
- ・ 住民基本台帳カード
- ・ 官公庁が発行した各種福祉手帳（障がい者手帳等）
- ・ 在留カード
- ・ 特別永住権証明書
- ・ 住民票の写し

※ 氏名、現住所が分かること。有効期限があるものは期限内であること。

※ 住民票は2025年6月25日以降に発行したものが有効です。

【参考資料】 申請者必要書類

⑤領収書又はレシートの画像かコピー

以下の項目がはっきりと分かる画像、又はコピーをご提出ください。

- ① 領収日
- ② 領収金額
- ③ 内訳（本体価格、設置工事費等）
- ④ 購入店名
- ⑤ 購入製品名又は型番

⑥メーカー保証書の画像かコピー

型番（型名、品番と表記される場合があります）がはっきりと分かる画像、又はコピーをご提出ください。

※ 購入店舗から発行される保証書では申請できません。

【参考資料】 申請者必要書類

⑦設置場所が確認できる書類の画像かコピー

以下の項目がはっきりと確認できる納品書/配送伝票/工事発注書等のいずれかの画像又はコピーをご提出ください。

- ① 届け先（設置先）
- ② 購入製品又は型番
- ③ 氏名（申請者氏名）
- ④ 購入店名
- ⑤ 設置日（納入日）

⑧家電リサイクル券（排出者控え）の画像かコピー

以下の項目がはっきりと確認できる画像又はコピーをご提出ください。

- ① お問い合わせ管理票番号
- ② リサイクル品名
- ③ 排出者名（申請者名）

※本事業においては、個人でリサイクル処分を行った場合は補助対象外です。必ず購入店舗を通してリサイクル処分を行う必要があります。

【参考資料】 申請者必要書類

⑨振込口座が分かる書類の画像かコピー

以下の項目がはっきり確認できる通帳（表紙および見開きの1、2ページ）/キャッシュカード/Web通帳（口座）のスクリーンショット等

- ① 銀行名
- ② 支店名又は支店コード
- ③ 口座種別（普通・当座）
- ④ 口座名義人（カナも必要）
- ⑤ 口座番号

※必ず申請者本人の名義人の口座が必要です。

■預金通帳の表紙および見開きの1、2ページをお送りください。

■インターネットバンキングの場合、申請書の口座情報との照合ができる画像等のデータをお送りください。

【参考資料】 申請者必要書類

⑩補助金額上乗せ条件の証明書類

条件①自宅に太陽光発電設備（パネル容量3kW以上）を設置している世帯

提出書類：製品保証書、竣工図面、契約書等

自宅住所に太陽光パネル（パネル容量3kW以上）を設置していることが確認できる書類

条件②条件②自宅でCO2排出量実質ゼロの電力メニューを使用している世帯。

提出書類：氏名、住所、契約プランが確認できる書類（契約書やマイページ等）

条件③伊勢原市内に本店を有する店舗で対象家電を購入した方

提出書類：レシート、領収書等



FAQ



【FAQ】対象家電

Q1：対象となる電気冷蔵庫を教えてください。

A：「省エネ型製品情報サイト」掲載の省エネ基準達成率100%以上（目標年度2021年度）の製品が対象となります。

Q2：対象となるエアコンを教えてください。

A：「省エネ型製品情報サイト」掲載の省エネ基準達成率100%以上（目標年度2027年度）の製品が対象となります。

Q3：目標年度2010年度の省エネ基準達成率が100%以上のエアコンに買い替える場合、補助の対象となりますか。

A：対象となりません。エアコンの対象となる省エネ基準達成率100%以上の目標年度は2027年度です。

Q4：リユース品は対象になりますか。

A：対象になりません。新品（未使用）である必要があります。

Q5：リース品は対象になりますか。

A：対象になりません。リースなど補助申請者に所有権が無いものは対象外となります。

【FAQ】申請基準①

Q1：令和5年度に同市の省エネ補助を受けているのですが、今回のキャンペーンにも申請できますか。

A：令和5年度に同市の省エネ補助を受けた世帯の方は、今回のキャンペーンには申請いただけません。あらかじめご了承ください。

Q2：令和5年度に同市の省エネ補助を受けていますが、その後転居している場合、申請できますか。

A：転居の有無にかかわらず、令和5年度に同市の省エネ補助を受けている場合は、本補助金の申請はできません。申請の際には転居の有無に関する項目があり、虚偽の申告が判明した場合には、補助金の返還等の措置を取らせていただく場合がございますので、正確にご申告ください。

Q3：事業開始前に購入した製品は補助の対象になりますか。

A：対象になりません。令和7年6月25日～令和7年9月30日の間に買換え前の機器をリサイクル処分したものが対象です。（補助金の申請には、家電リサイクル券排出者の控えを提出する必要があります。）

Q4：エアコン、冷蔵庫のどちらか1種類しか申請できませんか。

A：対象家電2台まで申請が可能です。ただし補助上限は1世帯5万円までとなります。

Q5：エアコン、冷蔵庫を別々に申請することは可能ですか。

A：不可能です。エアコンと冷蔵庫の両方を申請する場合、1枚の申請チケットで申請ください。

【FAQ】申請基準②

Q6：既存のエアコン、冷蔵庫は譲渡できますか。

A：譲渡する場合、補助の対象となりません。既存の製品については、特定家庭用機器再商品化（家電リサイクル法）に基づく処分が必要となります。なお、補助金申請時に家電リサイクル券の控えが必要となりますのでご注意ください。

Q7：購入する店舗の指定がありますか。

A：伊勢原市内に所在する、“登録された店舗”で購入する必要があります。レシートや領収書に記載される店舗の所在が伊勢原市であることが条件となります。

Q8：インターネット（ECサイト）で購入した家電は対象になりますか。

A：対象になりません。

Q9：申請者と購入者が異なる場合、申請できますか。

A：申請できません。購入者の方が申請してください。

Q10：事業所件居宅であり、法人名義で家電を購入した場合、補助の対象となりますか。

A：補助の対象となりません。個人を対象とした補助事業となります。

Q11：個人で購入し、事業所に設置した場合は対象になりますか。

A：事業目的での購入は、補助の対象になりません。

【FAQ】申請基準③

Q12：二世帯住宅の場合、それぞれ申請は可能ですか。

A：住民票（世帯全員）の写しに記載されている方を世帯構成員とみなします。

同じ住所に居住されている場合でも、別世帯であればそれぞれの世帯で申請が可能です。

Q13：新たに対象機器を購入（追加）する場合、補助の対象になりますか。

A：対象になりません。リサイクル処分を伴う買換えを対象としています。

（補助金の申請には、家電リサイクル券排出者の控えを提出する必要があります。）

Q14：市外に住んでおり、伊勢原市への転入を予定していますが、補助対象となりますか。

A：伊勢原市に転入後、対象期間に買換えた場合は対象になります。

Q15：対象製品の購入者と、家電リサイクルの排出者が異なる場合、申請できますか。

A：原則同一である必要があります。ただし、住民票（世帯全員）の写しで同一世帯が確認できれば申請可能です。

Q16：自宅にある冷蔵庫（エアコン）を家電リサイクル法に基づき自分でリサイクル業者に持ち込む等の処分をした場合、補助の対象になりますか。

A：ご自身で家電を処分した場合、補助の対象外となります。購入した店舗でリサイクル処分する必要があります。

【FAQ】申請基準④

Q17：期間内に購入しましたが、納品が令和7年10月1日以降の場合申請できますか。

A：設置、納品が令和7年9月30日までのものに限りです。

Q18：補助金額が上乗せとなる条件と必要な提出書類を教えてください。

A：提出書類より以下の条件を満たすと確認できた場合は、補助金額に10,000円上乗せとなります。

条件①自宅に太陽光発電設備（パネル容量3kW以上）を設置している世帯

提出書類：製品保証書、竣工図面、契約書等

自宅住所に太陽光パネル（パネル容量3kW以上）を設置していることが確認できる書類

条件②自宅でCO2排出量実質ゼロの電力メニューを使用している世帯

提出書類：氏名、住所、契約プランが確認できる書類（契約書やマイページ等）

条件③伊勢原市内に本店を有する店舗で対象家電を購入した方

提出書類：レシート、領収書等

【FAQ】対象経費①

Q1：設置工事にかかった費用は補助対象経費となりますか。

A：附属品、設置、配送等に係る経費及び既設の機器の処分に係る経費、また消費税及び地方消費税は補助対象経費となりません。補助対象経費は、1世帯につき、対象家電の本体購入費（税抜）の2分の1の額（上限50,000円、1,000円未満切り捨て）となります。

Q2：販売店で値引きがあった場合、補助対象経費はどのような扱いになりますか。

A：補助対象経費は、値引き後の支払額が対象となります。

Q3：販売店独自の値引きを使用した場合、補助対象経費はどのような扱いになりますか。

A：値引きがあった場合、値引き後の支払額が補助対象経費となります。ただし、ポイントやクーポン情報がレシートに記載されていない場合、補助対象経費となります。

Q4：購入に伴い付与されるポイントは購入費用から減額されますか。

A：付与されるポイントは購入費用から減額しません。

支払い額に応じて付与されるポイントやクレジット会社等が実施する請求額の減額等については考慮しません。

【FAQ】対象経費②

Q5：クレジットカードや電子マネー決済などで支払った場合、補助の対象となりますか。

A：対象となります。

ただし、レシート又は領収書が必要となりますので、購入の際に販売店に領収書の発行についてお尋ねください。

Q6：金券（商品券）を使用して支払った場合、補助対象経費はどのような扱いになりますか。

A：金券（商品券）を使用して支払われた額は、補助対象経費に含みます。

※割引券やポイントは値引き額として取扱いますのでご注意願います。

【FAQ】 提出書類

Q1：領収書（レシート）には金額の他どのような情報が記載されている必要がありますか。

A：伊勢原市内に所在する店舗で、対象家電製品を購入したことが証明される必要があります。

購入者氏名、購入日、購入店舗、購入した製品型番、支払金額とその内訳が記載されているものが有効となります。
（様式は問いません。）

Q2：領収書又はレシートの内訳は、何が記載されていれば良いでしょうか。

A：内訳は、①対象製品の名称及び費用、②補助金対象外経費（取付工事に係る費用等）が読み取れる必要があります。

対象製品の費用と取付工事費が合算されている場合、その内訳が表示されている必要があります。①、②の内容が網羅できない場合、販売店にて内訳が分かる資料をご用意ください。

Q3：メーカーが発行する保証書の写しの代わりに、販売店の保証書の写しを提出することは可能ですか。

A：不可となります。メーカー発行の保証書がない場合、補助の対象外です。

Q4：補助金の振込先について、申請者以外の口座を指定できますか。

A：指定できません。申請者本人名義の口座に限定しています。

Q5：通帳の写し、または表紙のコピーでよいでしょうか。

A：補助金の振込先口座が必要となるため、金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人、名義人のフリガナが確認できるページ又はコピーをお願いします。

Q6：補助金の申請額が予算を超えた場合はどうなりますか。

45 A：予算額に達した時点で、期間内であっても受付終了となります。



【FAQ】 その他質問

Q1：購入者から申請チケットの紛失申し出があった場合、新たな申請チケットを渡してもよいですか。

A：不正防止の観点から、再交付はいかなる場合もできません。お客様へはお買い上げ時、申請チケットの再交付はできず、申請を終えるまで申請チケットは大切に保管いただく旨、ご案内をお願いします。

※購入時のレシートがあっても再交付は不可。

Q2：申請チケットが不足した場合はどうすればよいですか。

A：追加発送いたしますので、問い合わせ窓口までご連絡ください。なお、申請チケットの発送まで1週間程度を要します。残数が少なくなりましたら、余裕をもってご連絡ください。

Q3：店舗内における告知に関して、店舗独自のPOP作成は問題ないでしょうか。

A：問題ございません。ただし、独自に作成したものに対し当事務局は責任を負いかねますので、告知内容に相違が無いようご注意ください。

【お問い合わせ先】

伊勢原市省エネ家電買換え応援キャンペーン事務局



▲キャンペーンサイトはこちら

TEL : 050-3818-1442

受付時間 : 10 : 00 ~ 18 : 00 (土日祝含む)

〒134-8585 東京都江戸川区臨海町5-2-2 C棟6F